

農地の集積・集約化は**農地中間管理機構**を活用しましょう！

機構集積協力金の概要

～農地中間管理機構を活用した地域の皆さんに協力金・奨励金を交付します～
1と2の協力金は、地域計画の話合いの場を設けている事が前提です。

1 地域集積協力金

集積:担い手の農地の規模を拡大する

地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、又は当該貸し付けと一体的に行われる機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積を図る場合に交付します！

2 集約化奨励金

集約:担い手に分散した農地をまとめる

農地中間管理機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化を図る場合に交付します！

3 経営転換協力金

1つの作物に特化したい、リタイアするから誰かに農地を貸したい、相続するけど農業をやらない等の理由で農地中間管理機構に農地を貸し付ける場合に交付します！（令和5年度までの協力金 R5.12月申請まで）

～お問い合わせ・御相談先～

各市町村農政担当課または農業委員会
村山総合支庁農村計画課 最上総合支庁農村計画課
置賜総合支庁農村計画課 庄内総合支庁農村計画課

1 地域集積協力金

担い手の農地の規模拡大

地域の話合いにより、機構に貸し付け、又は機構を通じた農作業委託により担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に協力金を交付します。

【交付単価】

	機構の活用率（累積）		交付単価 （農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
区分5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

○中山間地域の最低活用率は
一般地域の1/5！

○機構活用率はこれまでの
「累積」

○過去に交付を受けた地域は、
前回交付を受けた区分よりも
高い区分の機構活用率で申請
が必要。

【交付要件】

(1) 次の①②のいずれか一方を満たすこと

① 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること

② 「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上）の団地面積が10[㎡]以上増加すること

(2) 交付単価区分1の地域にあっては、機構への貸付等総面積に占める1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること

◇機構活用率

$$\frac{\text{機構の活用率（累積）}}{\text{（R6.2末時点）}} = \frac{\text{機構への貸付総面積} + \text{機構を通じた農作業委託面積}}{\text{地域の農地面積}}$$

◇交付対象面積

$$\text{（交付対象面積）（貸付）} = \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付面積} - \text{貸付期間6年未満の農地面積}$$

(R5.3~R6.2)

$$\text{（交付対象面積）（委託）} = \text{機構を通じた農作業委託面積} \quad \text{（委託期間：基幹3作業以上を10年以上）}$$

【取組のイメージ】

<中山間地での活用事例> 非担い手農地を機構を活用し担い手へ集積

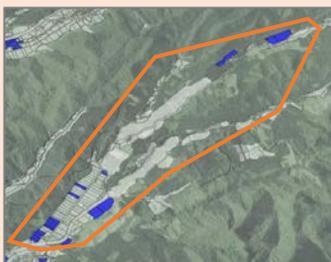
■ 対象期間内の機構への新規貸付面積：2.22ha これまでの貸付面積 8.05ha 地域の農地面積52.87ha

$$\text{機構活用率} = \frac{\text{機構への貸付総面積}10.27\text{ha} + \text{機構の農作業委託総面積}0\text{ha}}{\text{地域の農地面積}52.87\text{ha}} = 10.27 / 52.87$$

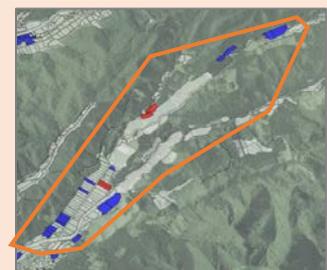
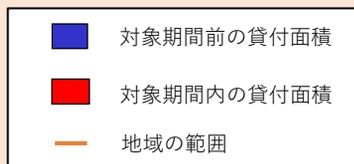
機構活用率≒ 19.4% ⇒ 交付単価区分2に該当

■ 上記のうち新たに担い手へ貸付される面積を1.5ha とすると 1.5ha / 2.22ha = 67.6% ≧ 10% 交付要件達成

■ 地域集積協力金 2.22ha x 1.6万円/10a = 35.52万円



機構活用前（R5.2末時点）



機構活用後（R6.2末時点）

2 集約化奨励金

分散した農地を担い手に集めてまとめる

地域の話合いにより、機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託による農地集約化に取り組む地域に奨励金を交付します。

【交付単価】

既に	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価 (農作業受託)
区分1	10ポイント以上の増加	/	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20ポイント以上の増加		既に30%以上の地域は 一団地当たりの平均面積が1.5倍以上増加

翌々年度までの転貸又は農作業受託面積(計画含む)を対象としているため、複数年度で計画を進められる!

【交付要件】

以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ① 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が10若しくは20ポイント以上増加
- ② 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、耕作者の1団地当たりの平均面積が1.5倍以上に増加

◇交付対象面積

交付対象面積(転貸) = 対象期間内の転貸面積のうち、新たに団地化した面積
(R5.3~R8.2(見込み含む))

交付対象面積(受託) = 対象期間内の農作業受託面積のうち新たに団地化した面積

【取組のイメージ(交付要件②の例)】

これまでに地域集積協力金(集積タイプ)を活用し、法人Aに集積を進めてきた地域。地域の話合いを契機に農地中間管理機構を活用していない農地については、法人Aへ集積・集約化し、大規模団地の造成を図る。

- 同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合 : 69.2% (1ha以上の団地面積/地域の農地面積 = 18ha/26ha)
- 耕作者の団地数 : 17団地から11団地に減少(独立した1筆のほ場を含む)
- 1団地あたりの平均面積 : 1.53haから2.36haと1.54倍増加 ⇒ 交付要件②1.5倍以上増加を達成
(26÷17)から(26÷11) (2.36÷1.53) = 1.54



同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が69.2% (30%以上の地域)

機構活用前 (R5.2末時点)



1団地あたりの平均面積が1.53haから2.36haと1.54倍増加 (1.5倍以上増加達成)

機構活用後 (R8.2末見込)

【地域設定に当たっての留意点】

- 地域集積協力金及び集約化奨励金の対象地域は、「地域計画」に含まれるエリアです。（農業集落・大字・学区等で、地域計画の作成・実行のための話し合いを進めている地域が対象です。）
- 区域の外縁が明確であり、農地面積が農地台帳により明確である必要があります。
（注）中山間地域などで飛び地がある場合も同一の地域として設定できます。

3 経営転換協力金

今年度(R5)までの協力金です

1つの作物に特化したい、リタイアするから誰かに農地を貸したい等の理由で、機構に農地を貸し付けると、協力金が交付されます。

【交付対象者】

- ・農業部門の減少により経営転換する農業者

（以下の農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止する場合に対象になります。）

- ①土地利用型作物、②露地野菜等、③施設野菜、④露地果樹、⑤施設果樹、⑥露地花き、⑦施設花き、⑧茶、⑨牧草、⑩サトウキビ、⑪その他（①～⑩以外の農業生産部門）

- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人で農業経営を行わない者

【交付単価】

対象年度	交付単価	上限額
R4・R5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※1 地域集積協力金又は集約化奨励金と一体的に取り組む場合についてのみ交付交付

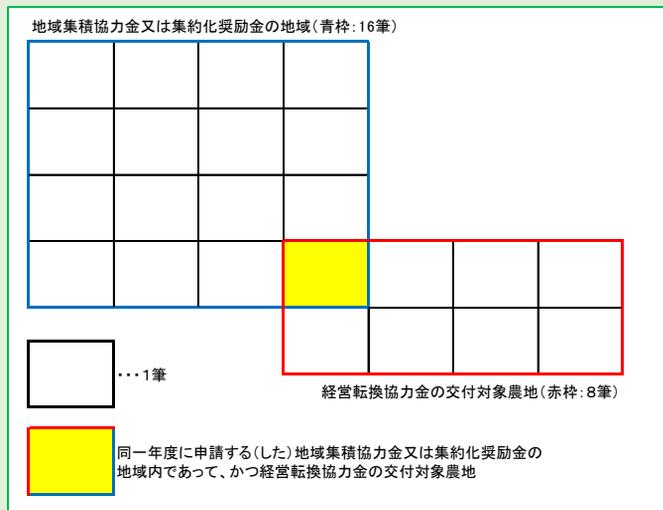
※2 交付を受けるためには、令和5年12月までに要件を満たした上で申請する必要があります。

【交付要件】

機構に対し、全ての農地を10年以上貸し付ける必要があります。

（注）①農業振興地域外の農地、②農業振興地域内の10a未満の農地、③経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培するための農地は、機構に貸し付けなくても構いません。

※1 地域集積協力金又は集約化奨励金と一体的に取り組む場合のイメージ



【一体性の要件】

経営転換協力金の対象農地のうち、1筆でも同一年度に申請する(した)地域集積協力金又は集約化奨励金の地域に含まれていることが必要

※地域に含まれていることが要件で、地域集積協力金又は集約化奨励金の交付対象かどうかは問わない。

令和5年度の「交付対象面積」は、令和4年4月以降に機構に貸付けられ、令和5年12月末までに一筆でも受け手に転貸された農地で、上記「一体性の要件」を満たしたうえで、令和5年12月末までに交付申請された農地面積が対象となります。